

出席議員(19名)

1番	広 沢 真 君	2番	有 賀 光 子 君
3番	水 戸 義 裕 君	4番	森 淑 子 君
5番	大 坂 三 男 君	7番	白 内 恵美子 君
8番	百 々 喜 明 君	9番	佐 藤 輝 雄 君
10番	我 妻 弘 国 君	11番	太 田 研 光 君
12番	小 丸 淳 君	13番	星 吉 郎 君
14番	水 戸 和 雄 君	15番	加 藤 克 明 君
17番	杉 本 五 郎 君	19番	大 沼 喜 昭 君
20番	大 沼 惇 義 君	21番	加 茂 紀代子 君
21番	伊 藤 一 男 君		

---

欠席議員(1名)

18番	加 茂 力 男 君
-----	-----------

---

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	滝 口 茂 君
副 町 長	小 泉 清 一 君
会 計 管 理 者	平 間 春 雄 君
総 務 課 長	村 上 正 広 君
企 画 財 政 課 長	加 藤 嘉 昭 君
ま ち づ くり 推 進 課 長	菅 野 敏 明 君
税 務 課 長	小 林 功 君
町 民 環 境 課 長	大 宮 正 博 君
健 康 福 祉 課 長	平 間 洋 平 君
子 ども 家 庭 課 長	小 池 洋 一 君

地域産業振興課長併 農業委員会事務局長	佐藤松雄君
都市建設課長	佐藤輝夫君
上下水道課長	大久保政一君
槻木事務所長	平間信一君
危機管理監	吾妻良信君
公共工事管理監	松崎秀男君
税収対策監	加茂和弘君
長寿社会対策監	水戸敏見君
産業活性化専門監	加藤善憲君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男君
教育総務課長	薊千代君
生涯学習課長	笠松洋二君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	松崎守
主 幹	相原光男

議 事 日 程 (第5号)

平成19年12月13日(木曜日) 午前10時 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 6号 平成19年度柴田町一般会計補正予算
- 第 3 議案第 7号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 4 議案第 8号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第 5 議案第 9号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 6 議案第10号 平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 7 議案第11号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第12号 平成19年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第13号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第10 議案第14号 平成19年度柴田町水道事業会計補正予算

- 第 1 1 意見書案第 1 号 道路整備促進に関する意見書
  - 第 1 2 意見書案第 2 号 割賦販売法の改正を求める意見書
  - 第 1 3 請願第 1 号 町道船岡西 6 号線の拡幅に関する請願
  - 第 1 4 陳情第 1 号 高齢者に負担増と差別医療を強いる 2 0 0 8 年 4 月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書に関する陳情
  - 陳情第 2 号 宮城地方最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の抜本的改正を国に求める意見書に関する陳情
  - 陳情第 3 号 最低保障年金制度の実現を求める陳情
  - 陳情第 4 号 療養病床の廃止・縮小計画の中止を政府に求める意見書提出をお願いする陳情
  - 陳情第 5 号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情
  - 陳情第 6 号 後期高齢者医療制度の実施凍結を求める陳情
  - 第 1 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

議長（伊藤一男君） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告に18番加茂力男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において13番星 吉郎君、14番水戸和雄君を指名いたします。

---

#### 日程第2 議案第6号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第2、議案第6号、平成19年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号、平成19年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては歳入予算として計上しております固定資産税などの町税、国・県支出金、諸収入、町債などの金額確定によりその増減額を補正計上するものでございます。

一方、歳出予算の補正は人件費を初め、事業費等の一部を補正するものでございます。主なものとしては民生費、土木費、消防費、災害復旧費、予備費などで、社会福祉総務費、老人保健医療対策費、心身障害者医療対策費、道路維持費、消防総務費、農林水産施設災害復旧費などの所要額の増減を補正計上しております。

これら、歳入歳出それぞれ2,742万2,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額は99億8,529万5,000円となりました。

また債務負担行為の追加及び変更並びに地方債の変更を行うものでございます。詳細につき

ましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（加藤嘉昭君） それでは、詳細説明をいたします。議案書17ページをお開きください。

今回の補正は歳入歳出予算の総額に2,742万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億8,529万5,000円とするものです。

21ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正の追加であります。議会報しばた議会だより印刷製本費から次ページの自転車駐車場等指定管理料まで30件を追加するものです。平成20年4月1日から業務が発生することから、平成19年度において債務負担行為の議決をいただき、事前に契約準備の事務処理を行うことができるようにするもので、9月議会で議決いただきました長期継続契約を締結することができる契約に関する条例に基づき事務が進められる委託料等については該当しなくなりました。

23ページの変更はホームページ更新システム使用料から戸籍電算化総合システムリース料まで額の確定によりまして限度額を変更するものです。

続きまして24ページをお開きください。

第3表地方債補正です。変更1件ですが、災害復旧費の額が確定したことにより限度額2,830万円を1,770万円に変更するものです。

27ページをお開きください。

歳入になりますが、ほとんどが交付額や補助金の決定見込みよる増減でありますので、主な項目だけを説明させていただきます。

款1項2目1、固定資産税の2,958万5,000円の増額は、主に償却資産の伸びによるものです。目1、軽自動車税267万5,000円の増額は台数の伸びによるものです。

28ページをお開きください。

一番上の表になります。款13項1目2、民生費負担金は250万5,000円の増額になりますが、心身障害児通園施設むつみ学園の平成18年度の利用実績に応じた負担金の精算によるものです。

款15項1目1、民生費国庫負担金は126万3,000円の減額になります。次ページの表中段の節5、社会福祉費負担金の説明欄の障害者施設支援費負担金9,783万8,000円の減額は制度変更

により下の欄の障害者自立支援給付費負担金として統合されるためによるものです。

30ページをお開きください。

款16項1目1、民生費県負担金は369万4,000円の減額になります。表下段の節4、社会福祉費負担金の説明欄の障害者施設支援費負担金4,891万9,000円の減額は、先ほど説明しましたように、国の制度がかわったために障害者自立支援給付費負担金として統合されるためによるものです。

31ページになります。

一番下の表になります。款16項2目7、災害復旧費県補助金404万1,000円の減額は台風による災害復旧費の補助金の確定により、農地・農業用施設災害復旧費補助金の減額によるものです。

32ページをお開きください。上から3段目の表になります。

款17項2目2、物品売払収入23万円の増額は、廃車したダンプ2台の売り払いによるものです。

33ページになります。款21項4目3雑入は1,113万9,000円の増額になります。説明欄の中段下になりますが、紙資源回収売払料329万3,000円の増額は収入見込みの増によるものです。体育奨励助成金13万7,000円は市町村共済組合からの助成金で、役場職員運動クラブの野球部、バレー部、卓球部に支払われるものです。宮城県市町村振興協会市町村交付金750万円は市町村宝くじの収益による交付金で、歳出で防災関係に予算計上しております。一番下の表になりますが、款22項1目7災害復旧事業債は1,060万円の減額になります。台風による災害復旧分の町単独分を起債申請しておりましたが、対象にならなくなったために土木施設災害復旧事業債を減額するものです。

34ページからは歳出になりますが、各款項目とも支出見込みが確定したことによる増減が主になりますので、主な項目だけご説明いたします。特に燃料費や光熱水費の増額につきましては、原油価格の高騰による影響であります。

34ページをお開きください。

款1項1目1議会費は121万円の減額になります。節9旅費の122万2,000円の減額は研修旅費精算による研修旅費119万6,000円と実費弁償2万6,000円の減額によるものです。

款2項1目1一般管理費は701万3,000円の増額になります。節13、委託料94万5,000円の増額は例規集更新データ作成委託料で、条例改正等による例規集の更新がふえたためによるものです。節19負担金補助及び交付金は533万8,000円の増額になります。職員退職手当組合負

担金520万円の増は4月以降に退職した職員3名分の特別負担金の増によるものです。職員運動クラブ交付金13万8,000円の増は歳入の雑入でご説明しましたように、市町村共済組合からの体育助成奨励金を受けて交付するものです。

36ページをお開きください。

上段の表になりますが、款2項1目10、交通防犯対策費は202万3,000円の増額になります。節11需用費85万7,000円の増額は防犯灯の電気料で、設置する灯の増によるものです。節15工事請負費119万円の増額は、歳入でご説明しましたように、交通安全対策特別交付金の増額に伴い槻木地区の農免道と槻木駅西地区内の交差点やセンターラインの白線を整備するものです。款2項2目1、税務総務費147万5,000円の増額は所得申告時期に臨時職員6名分の賃金を措置したことによるものです。

37ページになります。

款2項3目1、戸籍住民基本台帳費は44万1,000円の増額になります。節13委託料52万5,000円の増額は来年4月から第6区行政区を第6区A区と第6区B区に分割するために行政区コード等を修正するために住民情報システムを変更することによるものです。

39ページをお開きください。

下段の表になります。款3民生費になります。大変申しわけありませんが、訂正があります。一番下になりますが、節1報酬の説明欄で福祉委員(69人)となっておりますが、69人ではなく1人の誤りですので、括弧の中の人数を1人にご訂正下さい。大変申しわけありませんでした。項1、目、社会福祉総務費は318万4,000円の減額になります。

次ページをお開きください。上段の表の一番下になりますが、節28繰出金は283万6,000円の減額になります。国民健康保険事業特別会計の繰出金で保険基盤安定分は確定見込み額により808万3,000円の減額とし、職員給与費と事務費分を524万7,000円の増額にするものです。目3老人保健医療対策費は3,014万1,000円の増額です。節28繰出金の2,927万7,000円の増額は医療給付費のルール分で、当初予算では調整して計上していましたが、年間給付費の見込み額により増額するものです。目4心身障害者医療対策費の1,149万円の増額は、節20扶助費の心身障害者医療助成費で、当初予算では調整して計上していましたが、助成対象件数の増加や年間給付費の見込み額により増額するものです。目6障害者更正援助事業費は172万円の減額です。

次のページになります。

節19負担金補助及び交付金300万円は、通所サービス利用促進事業補助金で、下の欄の扶助

費の計上していた通所サービス利用促進事業給付金を補助金に組み替えしたことによるものです。節20扶助費は500万円の減額です。更正医療給付費100万円の増額は新たな受給者が1名ふえたことによるもの、施設入所支援サービス費119万3,000円の減額は該当者がいないことからによるもの、通所サービス利用促進事業給付金600万円の減額は給付見込みによることと、補助金へ組み替えによるものです。旧法施設支援費、訪問サービス介護給付費、居宅サービス介護給付費、日中活動介護給付費は制度変更によりそれぞれ減額し、障害福祉サービス費として統合し、新たに1億505万4,000円を計上するものです。

45ページをお開きください。

中段の表になります。款4項1目6保健指導費は115万9,000円の増額になります。節13委託料103万1,000円の増額は新生児の増加により妊婦健康診査と妊産婦・乳児健康診査委託料が増額になったことによるものです。

46ページをお開きください。

節11需用費26万5,000円の増額は特定検診の周知チラシや申し込み説明書等の印刷製本費を措置するためによるものです。節12役務費114万円の増額は特定検診を申し込みする際に役場に郵送するための郵便代を措置したものです。

47ページをお開きください。

下から2段目の表になります。款6項1目10、農業水利費は73万1,000円の増額になりますが、節15工事請負費65万1,000円の増は畑中揚水ポンプを改修するための工事費です。

48ページになります。

下の表の下の欄になります。款7項1目2、観光整備費は57万8,000円の増額になります。節13委託料の立木伐採委託料50万7,000円、節22補償補填及び賠償金の立木補償13万4,000円は所有者の協力を得て城址公園山頂の見晴らしをよくするために措置するものです。

次ページになります。

下段の表になります。款8項2目2、道路維持費は448万6,000円の増額になります。節13委託料120万円の増額は町道の街路樹剪定と、次のページになりますが、除雪対策のために措置するものです。節15工事請負費230万円の増額は、歳入でご説明しました宮城県市町村振興協会市町村交付金を受け、槻木西地区のもみのき園付近の水害対策として排水ポンプを設置するために措置するものです。

ページが一番下になります。款8項5目1、住宅管理費は176万円の増額になります。節11需用費の修繕料176万円は二本杉町菅住宅の屋根の雨漏りの防水修繕のために措置するもので



す。

次のページになります。款9項1目1、消防総務費は523万5,000円の増額になります。歳入でご説明しました宮城県市町村振興協会市町村交付金を受け、災害があった場合の避難所用として節11需用費で毛布を購入するために25万8,000円、節18備品購入費で簡易トイレ、投光器セットを購入するために497万7,000円を措置するものです。項2水防費は100万9,000円の増額になりますが、台風9号の災害対策時の職員の時間外手当で、夜間等特別な勤務形態になることからキャップ制の月4時間とは別に措置したものです。

52ページをお開きください。

52ページから55ページまで小中学校と幼稚園費になりますが、それぞれ消耗品として3万円の図書費を計上しておりますが、これは指定寄附により措置したものです。

56ページをお開きください。

款10項5目3、しばたの郷土館費は32万5,000円の増額になります。節11需用費18万8,000円の増額は空調機周辺のパルプ交換等の修繕をするために措置するものです。19負担金補助及び交付金12万7,000円の増額は国の指定文化財である雨乞のイチョウが台風4号により枝が倒壊したための処理費の2分の1を所有者に補助するものです。

次ページになります。一番下になります。款11項1目1、農林水産施設災害復旧費は720万円の減額になりますが、農地・農業用施設災害復旧工事の確定によるものです。

58ページをお開きください。

款13項1目1、予備費は2,609万7,000円の減額になり、補正後の額は4,650万9,000円になります。

以上で詳細説明を終わりますが、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入りますが、質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入一括質疑といたします。歳出については款1議会費、34ページから、款4衛生費、46ページまで。款6農林水産業費、47ページから、款13予備費、58ページまでといたします。なお、質疑に当たってはページ数を示してください。

債務負担行為補正、地方債補正に含め総括と、歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

次に歳出に入ります。34ページの議会費から46ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 歳入も歳出のところも同じなんですけれども、58ページの災害復旧費、歳入でもいいんですよ。歳入の……、

議会事務局長（松崎 守君） 歳入は終わりましたので、あと46ページまでの衛生費で。その後、また入りますから。

議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

次に、47ページの農林水産業費から58ページの予備費に対する質疑を許します。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） なかなか議長の声が聞こえなくなったのかなんだかわからないんですね。

58ページの1,060万円、土木施設災害復旧費、歳入のときもちょっと説明があったんですけども、対象にならなかった事項、事業ということなんですけれども、なぜ対象にならない事業を先にやって、そしてあと減額したのか。これをちょっと教えてください。内訳がわからないんです。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） では、お答えします。

今回の一般財源1,060万円減額なんですけど、当初以前まで単独債も含めて起債対象ということで措置していただきました。ただ、今回補助対象分の災害復旧費分と単独分、合わせて起債の方はお願いしたんですけど、暫定的な工事といいますか、削孔とか簡易的な復旧については起債が認められないという方針のもとに、今回1,060万円の対象事業分が認められなかったということでございまして、制度上でそのような指導を受けたということでございます。

議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） その場所と内容ですね、それをちょっともう少し説明してください。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 例えば、道路ののり肩が壊れてまして、その復旧する際に簡易的な盛り土とか削孔とかで押えるんですけど、補助対象事業というと事業費で60万円以上の事業費が災害復旧の対象工事となります、1ヶ所当たり。それ以下の部分につきましては単独債という取り扱いになるんですけど、完全復旧というと護岸とかそれらが必要なんですけど、そこまでの手当てではなくて、簡易的な削孔並びにそれに伴う土のうあたりで押えれば大丈夫だろうという判断からそのような復旧をこちらでは検討した、考えたわけです。それらもあわせて単独債と。補助対象分とあわせて申請はしたんですけど、先ほど申し上げたとおり、対象にはならなかったということでございます。

議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

10番(我妻弘国君) 聞きますと、何だかどさくさまぎれに申し込んで、うまくいったらやろうということは、都市計画課の設計計画が下手だったということになるのかなと思うんですけども、もう少し上手にやられたらいかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） 確かに60万円以上ぐらいの事業で設計をして、実際的に査定がございます。その際には、大体想定なんですけど、8掛けぐらいで想定するわけです。ということは、60万円かすかすの事業ですと、当然査定段階でカットになりますので事業対象から外されるんです。それらも考えますとなかなか70万円、80万円ぐらいの事業費復旧ということで計算はするんですが、県の指導等もございまして査定率が下がった場合については補助対象にならないということもありますので、その部分についてはできるだけ単独でできるような措置を講じてくれというふうな指導もございまして、このような結果になったということでございます。

議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 52ページ、款10の教育費なんですけど、需用費、指定寄附ということで図書費が各学校に3万円ずつ配分されているんですけども、学校図書館を本当に整備していこうと思ったら一つ一つに力を入れていくということも大事だと思うんです。3万円ずつ同じに配布するのが一見平等のように見えて、公平のようには見えませんが、実際に一つの学校に30万円つけばかなりの廃棄も進むし、その学校で本当に欲しかったものをまとめ買いとかもできますから、考え方として、今後こういうある程度まとまった金額が指定寄附で来た場合は一番おくれているところに力を入れるというふうなことをやっていくべきではないかと思うんですが、その辺については配分するに当たってどのようなお考えだったのでしょうか。

それから、灯油値上げがかなり当初予算と比べて金額かわってきていると思うんですが、すべての学校がその灯油値上げの分をきちんと計算して、ここで補正予算で上げてきたんでしょうか。その辺、お聞きします。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薊 千代君） お答えいたします。

まず指定寄附でございますが、これは寄附者のご本人の希望でございまして、町内に在住している小中学校の児童生徒の方たちに全員の方たちに平等に使って下さいという寄附者の

希望でということで、全部の学校に均等に割らせていただきました。

灯油等につきましては各学校から全部出していただきまして、財政企画の方と相談しましてすべてに配当させていただきました。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。ほかに質疑ありませか。12番小丸 淳君。

12番（小丸 淳君） 1点だけお伺いしたいんですが、ちょっと例の城址公園ですね、48ページですね。48ページの委託料と、それから補償ですね。これで大変長い間懸案になっていました館山公園、かなり前からあれしておったんですが、これで大体あそこに大木がかなりありましたが、ほぼ大木は全部整備されるような形になるのか、それともまだ若干残ってこれからもまだやっっていかなければいけないのか、その辺ちょっと状況を教えていただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

まず、桜まつり警備委託料の、これは確定によるものでございます。予算100万円に対しまして93万7,000円という額が確定しましたので、その差額6万3,000円を減額するものであります。

続きまして立木でございますが、立木伐採等については議会等からもいろいろご指導、ご助言いただきまして、やっと3分の1を切ってもいいという合意を得たわけでございます。\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_以上でございます。

議長（伊藤一男君） よろしいですね。ほかに質疑ありませんか。5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） 私も今この立木伐採のことをお聞きしようと思ったんですけど、今出ましたので一つだけ。同じ48ページの農林水産業費のイノシシ用の箱わなのマイナスですね、これはどういうことなのか、お伺いします。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産振興課長（佐藤松雄君） お答え申し上げます。

イノシシのわなを鉄で鉄のおりをつくってもらうわけです。それで、既製品で当初16万円

計上していたわけです。それを猟友会の方とお話ししましたら、猟友会の鉄工所の社長さんがうちで直接つくれば安くなりますということで、お願いしましたら12万6,000円ということになりまして、3万4,000円を減額するという内容でございます。今、自衛隊内にこのわなは設置しております。

議長（伊藤一男君） 大坂三男君、許します。

5番（大坂三男君） ついでといたしますか、関連なんですけれども、西住にこの間行ったときに西住の方から何かあの近辺にイノシシ注意とかという看板、昔立てたのがあるんですが、それが全然汚くなって字も読めない状態になって放置されているんですけれども、イノシシが出なくなったのであれば早く撤去してほしいという要望がありましたので、ちょっと関連部門で検討いただきたいと思います。

議長（伊藤一男君） 地域産業振興課長。

地域産業振興課長（佐藤松雄君） 実は、工場内にもイノシシが出ているわけです。ですから、なおその看板等については現地確認させていただきまして、対応したいと思います。以上でございます。

議長（伊藤一男君） 5番大坂三男君。

5番（大坂三男君） 看板が必要なのであれば、それなりにきちっとした看板にしてほしい。とにかく、ごみだか看板だかわからない状態で放置してあるのでということです。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 2点伺います。

1点目は53ページの節20扶助費のところ、槻木小学校から柴田小学校、西住小学校と減額補正が出されていますが、これは就学援助にかかわって就学援助が打ち切られた人がいるのかというふうにも見えるんですが、その辺いかがかということです。

それからもう1点。内容的には同じなんです、次の54ページ、教育費、中学校管理費の同じく扶助費、船迫中学校の28万円の減額補正というのはどういう内容だったんでしょうか、お答え願います。

議長（伊藤一男君） 教育総務課長。

教育総務課長（薮 千代君） お答えいたします。

扶助費につきましては要保護並びに準要保護ということで、年度当初に人数を算定しまして予算要求しているわけですが、このたび、年度途中ではございますが12月現在で大分移動し

ているということで、人数の確定ということで上げさせていただきました。船迫中学校につきましても、同様に人数の確定ということでこのような減額が生じたわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） ほかに。3番水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） 51ページの款9消防費の節11、さっき確か毛布購入というふうに説明あったと思うんですけども、それと備品購入費の簡易トイレセット、投光器セット、ちょっと詳しく説明をしてほしいと思います。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） お答えします。

今回措置をするものにつきましては、消耗品で25万8,000円です。これは災害時における避難所の毛布ということで、今回50枚だけ予算をいただきまして備蓄するものでございます。備品購入費の497万7,000円につきましては、簡易トイレセット、プラスチックでできておりますその簡易トイレセットを30基購入するものでございます。投光器セットといたしまして、これは発電機と投光器がセットになったものということで、24台、これを購入して災害時に備えたいということでございます。

議長（伊藤一男君） 3番水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） わかりました。この投光器セットは保管というか、それはどのようになるんですか。

議長（伊藤一男君） 危機管理監。

危機管理監（吾妻良信君） 済みません、説明がちょっと漏れました。この投光器セットにつきましては、各行政区、自主防災を含めての行政区になりますが、そちらのほうに1台ずつ、1セットずつお渡しする。今回24基を措置させていただきまして、次年度にまた残りの分を措置させていただくということでございます。ですから、管理等につきましては地元それぞれの地域をお願いするという形になります。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。14番水戸和雄君。

14番（水戸和雄君） 50ページです。節の15番で工事請負費、槻木西排水ポンプ設置工事、これは設置場所と能力などについてちょっとお知らせ願いたいと思います。

議長（伊藤一男君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐藤輝夫君） お答えします。

場所につきましては昔で言う二渡地区、ということはテニスコートでございますね。そこから

鉄道側に向かって一段、鉄道側の道路から低くなっている宅地がございます。最終排水が稲荷山に落ちるといことで自然流下だったんですが、沈下が進みまして現在滞留しているという状況でございます。大雨の際も部分的な沈下が発生しているものですから、やはり強制排水が必要だろうということで、今回お願いしたわけです。サイズについては8インチで考えております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号、平成19年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第7号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 議案第7号、平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号、平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は国民健康保険、保険基盤安定負担金交付及び制度改正に伴う事務費に係るものでございます。

歳入につきましては一般会計繰入金のうち、保険基盤安定繰入金を減額、事務費分を増額し488万円の減額補正となり、補正後の予算総額は35億1,719万7,000円となりました。

歳出の主なものとしては、保険基盤安定繰入金の減額分を療養給付費から減額し、また高額医療費拠出金の減額、新保険証の交付に係る事務費の増額などにより増額の補正を計上しております。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の詳細についてご説明をいたします。63ページをお開き願います。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ488万円を減額し、それぞれ35億1,719万7,000円とするものであります。

65ページをお開きください。

債務負担行為補正でございますが、追加1件でございます。これは国保税の処理業務委託料関係でございます。期間は平成20年度、限度額は893万3,000円でございます。

67ページをお開きください。

まず歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目2高額医療費共同事業負担金102万2,000円の減額補正でございます。これは国庫負担金の確定見込みに伴うものでございます。款5県支出金、項1県負担金、目1の高額医療費共同事業負担金、県分でございますが、102万2,000円の減額、これにつきましても県の方の負担金の確定見込みに伴うものでございます。次、款8繰入金、一般会計繰入金283万6,000円の減額補正でございます。まず内訳ですが、節1の保険基盤安定繰入金808万3,000円の減額、これは国保税軽減分、それから保険者支援分ということで、それぞれ増減でございます。節4の職員給与・事務費分の繰入金524万7,000円の増、これにつきましては国保被保険者証、これをカード化する、その経費分。それから国保会計の事務処理支援システムの改修費分ということで一般会計からの事務費繰り入れということでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費524万7,000円の増でございます。需用費、役務費、それぞれ増額になっておりますが、これは国民健康保険証のカード化するという事で若干費用が多額になってございます。若干説明をさせていただきます。これは現在国民健康保険証、世帯ごとの保険証ということで、これを個人ごとのカード化へ20年4月から切りかえたいと考えております。何でカード化するんだということでございますが、理由が二つございます。一つは4月から後期高齢者医療制度が始まるということで、後期高齢者の方につきましては保険者一人一人ということになります。ということで、後期高齢者75歳になった場合、例えば二人世帯いた場合、74歳から75歳、後期高齢に移る。あと1人の方は国保に残る、そういったことがありますので、そのときの事務が煩雑にならないようにということがあります。それから、同じく20年4月から前期高齢者制度、



これが65歳から74歳、国保の方ですね、これが始まります。これらの対応ということで、これも64歳から65歳に、前期高齢者に移行するということがございます。ということで、いわゆる資格管理する上で個々のカードの方が管理しやすいということで、事務の煩雑さを防ぐということでカード化するということがございます。県内市町村、20年度ほとんど切りかえるという予定になってございます。仙台市と大崎市だけが去年の10月にはもう既に切りかえているという内容でございます。

内訳の方を説明させていただきます。需用費185万5,000円、これがカード化関係です。消耗品でカード化のカードケース、それからリーフレット関係でございます。76万5,000円の増。印刷製本費、これは郵送用とかカード代です、それらの印刷でございます。それから節12の役務費162万円です。これは通信運搬費、カードの郵送代でございます。13の委託料でございますが、177万2,000円の増でございます。これについてはカード化対応システムの開発、その委託料61万7,000円の増でございます。それから国保情報データベースシステム改修委託料、これについてはカード化とは別でございます、国保の財務会計システムです。この改修委託料ということでございます。次に目3の医療費適正化特別対策事業費30万8,000円の増でございます。これは医療費通知の追加の電算委託料分でございます。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1の一般被保険者療養給付費808万3,000円の減、これは確定見込みによる減額補正でございます。目5審査支払い手数料173万7,000円の増額補正でございます。

次のページをお願いします。

款5共同事業拠出金、目1の高額医療費共同事業医療費拠出金408万9,000円の減額、これは負担金変更決定に伴う減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） 68ページの、今言われたカード化なんですけれども、私も以前にカード化ということで一般質問していますけれども、カードの仕組みの中身、いわゆる磁気化なのか、単なるバーコードやったやつカードなのかという、ちょっとその中身を教えてください。

町民環境課長（大宮正博君） カードの形態でございますが、一般的にプラスチック製、例えば免許証とか普通の金融のカードはプラスチック製なんです、プラスチック製にするとそ

の作成のための費用がかなり膨大になるということがありまして、紙ベースの保険証ということで考えています。ですから、大きさ的には免許証大の大きさということになります。磁気とかバーコード、そういうのは一切ございません。

議長（伊藤一男君） 水戸義裕君。

3番（水戸義裕君） これは県内大体そういうふうになっている、仙台市はもうやっているということで、必要に迫られてやらなければならないということになってくるんですよね、やっぱり。磁気化すると、医療機関の方が今度それに対応できるシステムができていないとこれができないということで、これは行く行くは一般にもこういうことということでは今後も考えていってほしいと要望という形で、よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑はありませんか。4番森 淑子さん。

4番（森 淑子君） 今のカードについてなんですけれども、今まで毎年色を変えて更新ということをしていましたけれども、今度のカードは何年かもたせるんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） これは今からカードの色とか、どういったものにするか、それは今後検討していくという形になります。

議長（伊藤一男君） ほかに。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今のカード化というんですけれども、一般質問でも後期高齢者のやつ、うちら方の1番の広沢君が先生みたく、いろいろ説明してくれたので、ある程度はわかったつもりなんですけれども、後期高齢者4,000人です。それもカード化、前期高齢者、今前期高齢者にもカード化をするということなんですか。そうすると、それは何人分ぐらいあるんですか。お伺いしておきます。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 後期高齢者の方につきましては、これはカード化はしないということになっています。現在の国民健康保険証と同じような形です。そういう形になります。国民健康保険の方だけがカード化になるということでございます。

10番（我妻弘国君） では、65歳以上からの国民健康保険に入っている方ということですか。今のカード化というのは、私は今そういうふうに聞いたんですけども、もう一度きちっと説明してください。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 国民健康保険、いわゆる世帯員すべて、加入者すべてが個人個

人のカード化になるということです。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 68ページが一番下の審査支払手数料、委託料173万7,000円なんですが、これはどうしてふえたんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 今回支払い審査手数料で173万7,000円の増額を見込ませていただきました。これにつきましては国保連合会の方にレセプトの審査を委託しておるわけなんです、当初若干少く見積もったということで、今回増額の補正をさせていただきました。よろしくおしいたいと思います。大体、月1万3,000から1万4,000件ぐらいのレセプトの委託という件数になります。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号、平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第8号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第4、議案第8号、平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号、平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、老人医療費の推移と医療受給者の動向を踏まえての積算であります。歳入につきましては支払基金交付金、国・県支出金及び一般会計繰出金等の負担割合に基づき1億

4,180万7,000円の増額補正となり、補正後の予算総額は29億8,282万3,000円となりました。歳出につきましては医療諸費に同額の補正を計上しております。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） それでは、議案書の71ページをお開き願います。

平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,282万3,000円とするものであります。

74ページをお開き願います。

まず歳入でございます。款1支払基金交付金、目1医療費交付金1億4,664万8,000円の増額でございます。目2審査支払手数料交付金36万2,000円の減でございます。款2国庫支出金、目1の医療費負担金2,818万7,000円の減額でございます。款3県支出金、目1県負担金582万6,000円の減額補正で、いずれも決定見込みによる増減額補正でございます。款4繰入金、目1の一般会計繰入金ですが、2,927万7,000円の増額補正でございます。これにつきましては医療費給付費分の増額補正ということになります。

次のページをお開きください。

款6諸収入、目1の預金利子25万7,000円の増、これにつきましては老人会計の預金利子でございます。

歳出でございます。款2医療諸費、目1医療給付費1億3,486万5,000円の増、これは決定見込みによる増額でございます。目2医療支給費、これにつきましては財源の組み替えでございます。補正なしでございます。目3高額医療支給費682万7,000円の増、自己負担限度額を超えた分の償還という形になります。増額でございます。目4審査支払手数料11万5,000円の増。

以上でございます。よろしく願いたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 74ページの歳入で款2国庫支出金と、それから県支出金はマイナスになっていますね。款4の繰入金の方は町分はプラスになっているんですが、この辺の絡みを教えてください。それから歳出の方で1番の医療給付費、この1億3,486万5,000円というのはいつまでの分で、今後見通しはどうなっていくのか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） お答え申し上げます。

歳入74ページ、まず1点目。国庫支出金、県負担金です。減額になって、一般会計で繰り入れしている。これにつきましては、いわゆるルール分でございます。これの医療給付費等の金額がかわりましたので、それに基づいて算出するという形になりますので、こういった金額になってまいります。ルール分の負担割合ですが、国庫の方では大体33%、それから県の負担金につきましては約8.3%、それから町につきましては県と同じで8.3%というふうな形になります。

それから医療給付費の1億3,400万円ですか、この医療給付費の今後の動向ということなんですが、老人医療費の関係、毎月、月ごとに伸び率等ちょっと見ているんですが、月で見ますと大体2億4,000万円、3,000万円、これで推移してきております。3月診療では大体2億4,000万円、それから4、5、6と2億3,000万円、これぐらいで推移してきております。9月の段階でほとんど前年と同じです。伸び率とすれば1.4%ぐらいですか、ほとんど前年度と同じような伸び率となってございます。以上でございます。

今回1億3,400万円を増額となっておりますが、先ほど企画財政課長が一般会計の方でお話ししたんですが、今は総額予算という形で年度の総額で組んでいますが、当初で若干調整したということがありますので、今回医療費の方で増額という補正をさせていただいたということになります。よろしく申し上げます。

議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） では、まず歳入の方なんですが、そうすると県と町では計算するときがまずもとの数字が違うということですか。その辺がちょっとわからなかったです。先ほどの説明では県も町も8.3%というのであれば最初に計算した時点で本来なら同じ金額を計上しなければならなかったのではないのでしょうか。

それから、歳出の方で、先ほど聞いたのはまず1億3,400万円はいつまでの分なのか、9月までの分なのか、何月までの分なのかということです。それから、3月末までであとどのぐらいを見込んでいるか。その1.4%増で進んでいくとすれば、金額とすればあとどのぐらい補正予算を組まなければならないのか、それを教えてください。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 今資料がありませんので、ちょっと確認したいと思います。いいでしょうか。

議長（伊藤一男君） 暫時休憩します。

午前 11 時 06 分 休 憩

---

午前 11 時 07 分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開します。

ただいまから休憩いたします。11時25分、再開します。

午前 11 時 08 分 休 憩

---

午前 11 時 22 分 再 開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

休憩前に引き続き議案第8号を議題といたします。

白内恵美子さんの質問に対する答弁を求めます。町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 大変申しわけありませんでした。ご説明をいたします。

1点目です。国県の負担金の関係ですが、まず負担金です。基準額、これは給付額28億4,700万円、これがまず基準になっておりまして、国庫支出金ではルール分です。先ほどお話ししましたように33%、こういうルールで入ってくると2,800万円、これがマイナスになった。県の方はというと、8%ということで582万6,000円のマイナス。ルール分と言うと一般会計は町の繰入金、これも県と同じ8%でございますので、実質582万6,000円にならないとおかしいという形になります。これがプラスになるわけで2,927万7,000円です。2,000万円以上余分に町が繰り出しているということでございます。これはなぜかということなんですが、これは例年同じなんですが、国の方、県の方は100%毎年きちっとルール分は出してくるんですが、国の方がルール分を100%交付しないということで、大体毎年80%ずつの交付率ということで入ってくるという形になります。要は、ルール分は繰り出さなくてはならないのでその分を町が立てかえてプラスして出しているという形になります。国の方はどうするんだということになります。その20%分減額して交付した分、それを翌年度返してよこす。それを町の一般会計に戻してやる、これを毎年繰り返しているという形で、そういったことでここがルール分の率どおりにここがないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから3月末にまた補正があるのかというお話ですが、医療費、先ほど1.4%ほど伸びているという部分がありますので1,000万円、2,000万円ぐらいですか、それぐらいの補正はな

るのかなということで今のところは考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん、許します。

7番（白内恵美子君） 答弁漏れがあるんですが、ここで今1億3,400万円計上している分というのは何月分までなんでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） 計算というか積算上は年額の全体の、そうですね、3月までのということで一応見ております。

議長（伊藤一男君） 白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 3月の分まで見ているのであれば、伸び率は1.4%で計算していると思うんです。そうすると、さほどでない。だから1,000万円か2,000万円の次は補正で済むということですか。それと、もう一つ。その1.4%ふえている原因をどのようにお考えでしょうか。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。許します。

町民環境課長（大宮正博君） 1点目、当初1.04で見たということでございますが、それでそのまま行けば一番いいわけなんです、それよりも若干伸びるということもあるということで1,000万円か2,000万円ぐらいは見ておかななくてはならないのかなということで考えてございます。

それから伸びの要因ですか、伸びの要因ですが、これにつきましては老人医療の人数的にはほとんどかわっていないんですが、1人当たりの医療費、これが月平均で今年度のを見ますと去年の月平均が大体6万4,000円でございます。これがことしになりますと約6万6,000円ということで伸びている。この辺が人数はふえないんだけど、かかる医療費がふえてきているというのが実態でございます。（「答弁漏れです」の声あり）

7番（白内恵美子君） 原因といった場合、1人当たりがふえているからだけではやはり答えにならないと思うんです。その1人当たりふえている原因が何かをお聞きしているんです。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。

町民環境課長（大宮正博君） やはり医療費の内容を見ますと、全体の医療で見た場合に65歳以上が病院にかかる率というのが高くなってきます。70歳過ぎると余計また8割以上が病院にかかる確率が高くなってくるといってもあると思いますし、それから重複診療ということもあると思います。重複診療ですね、いろいろなところに病院に、いわゆる高齢になってくると一つだけの病気というのではなくて、耳、頭、すべてそういったことがふえてきてな

ってくるのかということで考えております。そういったことから健康づくりが大事なのかなと考えております。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 今の当年度に80%の国からのあって、町からは20%町で繰り出しているということなんですけれども、それは翌年度というのは翌年度のいつにこれが戻ってくるのでしょうか、まず1点目。

それから、先ほど伸び率が1.4%というご説明がありましたけれども、1億3,486万5,000円ですと約4%強ぐらい伸びることになるのではないのでしょうか。お願いします。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。許します。

町民環境課長（大宮正博君） 1点目でございますが、町が立てかえた分、翌年度の6月だと思います。6月に町の方に戻し入れをするという形になります。それから、申しわけありません、1.4という話をしたんですが、1.04%になります。1.4%の伸びというのではなくて大体1.04%の伸び率という形で見えております。そういったことで下がっているということでございます。よろしく申し上げます。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 6月に確定して戻ってくる。そうすると、来年度老人健康保険はなくなるわけですね。6月できちっと国の方と県の方できちんとこれを全部精算できるのかどうか。そのような予定で進んでいるんだと思いますけれども、来年は本当に6月になるのでしょうか。まず1点目。

それから今の1.04%、これは1.5でもいいんですけれども、1.4でもいいんですけれども、先ほどの1億3,486万5,000円、これは伸び率を想定した3月までの想定した数字となると聞いたんですけれども、これが1.04だったら老人医療費の予算がかわってくるのではないかと。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。許します。

町民環境課長（大宮正博君） 申しわけありません。まず2点ですね。1点目でございますが、老人会計、来年なくなるのかということなんですけれども、3月診療分だけ特別会計は1カ月分だけ残ります。ということなので、老人会計はそのまま残りますので、そこに国の方から当然戻し入れがあるということになります。20年度は老人会計はなくなりません。それから1億3,486万5,000円、この増分の関係ですが、伸び率といいますかその推移ですね、ほとんどは医療費ベースではそうそう伸びてはおりません。直接総医療費にパーセンテージを掛けて算出したということではありませんので、よろしく申し上げます。



10番（我妻弘国君） 答弁漏れがありますけれども、1.04の数字でしたら当初予算が、組まれた予算が違うのではないかと、数字が。答弁漏れ。

議長（伊藤一男君） 町民環境課長。許します。

町民環境課長（大宮正博君） 当然新年度予算編成の中でそのまま率を掛けて計算すればよかったですでしょうけれども、予算上のテクニックといいますが、そういうことで当初予算で減らしているということもありまして、こういう形で計上させていただいているということでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（伊藤一男君） よろしいですね。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号、平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第9号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第5、議案第9号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号、平成19年度公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は新年度に継続して行われる下水道受益者負担金に係る業務委託の契約締結を行うために債務負担行為を追加する補正でございます。歳入歳出とも予算総額に変更はございません。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） それでは77ページになります。

議案第9号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明を申し上げます。

まず第1条、今回の補正でありますけれども、債務負担行為の追加補正であります。

今回の補正予算は新年度に継続して行われる下水道受益者負担金に係る業務委託の契約締結を行うための債務負担行為の追加をお願いするというものでございます。歳入歳出とも予算総額に変更はありません。

次のページをお願いします。

債務負担行為補正、追加1件でございます。下水道受益者負担金電子計算処理業務委託、期間は平成20年度、限度額は56万4,000円を予定しております。以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第10号 平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第6、議案第10号、平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第10号、平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、保険給付に係る介護サービス等諸費について、19年度上半期実績による歳出

予算の組み替えが主な内容となっております。歳入歳出とも総額での増額はなく、予算規模は17億5,134万5,000円のままですが、歳出予算で科目間での補正と充当財源の組み替えを行っております。詳細につきましては長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 議案第10号、平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算について補足説明をいたします。79ページをごらんください。

今回の補正予算は歳入歳出とも総額での増減はなく、予算規模は17億5,134万5,000円のままです。歳出予算で科目間での補正と充当財源の組み替えを行っております。

81ページをごらんください。

20年度に継続する事業について、債務負担行為の設定を行うものです。

83ページをお開きください。

歳入については補正はありません。歳出の補正について説明いたします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費、ここで印刷製本費21万円の増額を行っております。介護保険制度説明のためのパンフレットの印刷経費としております。項2 徴収費は18年度以前の介護保険料変更による保険料還付のための予算措置です。30万円を追加措置しております。項3 介護認定費では燃料費と役務費、郵便料金になります。見込みによる9万円の追加措置を行っております。

次のページをごらんください。

款2 保険給付費の項1 介護サービス等諸費、次の項2 介護予防サービス諸費の各目の増減は19年度上半期実績による見込み変動による補正措置としております。説明いたします。項1 介護サービス等諸費で居宅介護サービス給付費が2,927万4,000円の減、地域密着型介護サービス給付費が1,705万2,000円の増、居宅介護住宅改修費が42万1,000円の増、項2 介護予防サービス等諸費で介護予防サービス給付費で1,017万6,000円の増、介護予防住宅改修費で42万1,000円の減、介護予防サービス計画給付費で204万6,000円の増としております。

85ページをごらんください。

款4 地域支援事業費では、臨時職員の賃金と消耗品費の組み替えを行っております。臨時職員賃金は地域支援事業の人的不足を埋めるため措置していましたが、予防事業に比べケアマネジメント業務の需要、緊急度も高いというふうに判断して、賃金50万4,000円全額について支出科目の変更を行うものです。消耗品については支出見込み額による増減です。

86ページをごらんください。

款5 基金積立金、減額補正しております。賦課徴収費で保険料還付金30万円を充てましたが、その財源として充てるため9月補正予算のときに基金積立金に予算措置した18年度繰り越しの保険料剰余額、これを減額して財源とするものです。今回追加補正の30万円と、当初予算で一般会計繰入金から手当てしていた30万円がありましたので、合計60万円について財源の整理という意味で行っております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。1番広沢 真君。

1番（広沢 真君） 1点だけ。84ページの款2 保険給付費、目1 居宅介護サービス給付費の2,927万4,000円の減額補正というのは、例えば、今年度問題になりましたコムスンの問題とかということで、例えば、居宅介護サービスが抑制されたとかそういうことの影響が関係しているのかどうかというのを伺いたかったんですが。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 特にそういう影響ではなく、予算については18年度に第3期介護保険事業計画をつくりまして、18年度、19年度、20年度の想定をかけたわけですが、居宅介護サービスの伸びより施設介護費の伸びが上回ってきた。居宅介護サービスについては予想より下回ったという実績による変動であります。19年度当初予算のときに18年度の実績がまだつかみ切れておりませんでしたので、事業計画そのままの金額を乗せましたが総額では事業計画そのままなんですけれども、どちらかというと居宅介護サービス費の使われ方より施設介護サービス費の伸びが大きくなってきて目間の組み替えを行ったということでございます。コムスンによる還付は少しはありましたが、影響するほどの金額ではございません。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） 84ページの款2の2です。地域密着型介護サービス給付費、この給付事業の内容と、それから利用者数がどれぐらいか、このふえた理由について。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） この地域密着型については、グループホームの施設給付費になります。これについても、今現在事業所数が3カ所、ユニットという考え方をしておりますので、1ユニットが9人ですので、ただ1カ所だけが2ユニット持っていますので4ユニットありますので36人の限度額があります。ほぼ90何%入所なさっているわけですが、

これについても18年度事業計画ベースで2ユニットふえるところまでちょっと想定しておりませんで、その分について19年度予算については少し抑えてしまったというところです。18年度からグループホーム2ユニットがつけられたわけなんですけれども、その分について1ユニットという想定もしておりましたので、予算上は少し低目に抑えてしまったということです。総額としては、ほぼ賄えるような事業計画であったと思っています。以上です。

議長（伊藤一男君） 7番白内恵美子さん。

7番（白内恵美子君） このグループホームは希望者は全員入っているのでしょうか。待機者はいないのでしょうか。

それから、その下の居宅介護住宅改修費給付事業が42万1,000円の増になって、その下の保険給付費、一番下が介護予防住宅改修費が42万1,000円の赤になっているのは、これは関係しているのでしょうか。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 1点目のグループホームの待機者なんですけど、わずか数人いるというふうに聞いております。ただ、事業所ごとにいる事業所とまだあいているという事業所があります。ただ、ある事業所については2人、3人の待機者がいるという報告を受けております。

住宅改修費なんですけど、この区分は介護認定、いわゆる要介護の認定を受けた方が上で、要支援の認定を受けた方が下の欄になります。おのおのどちらでも使えるんですけども、その人数というのはちょっとつかみきれませんで、今回はたまたま要支援の方の住宅改修よりも要介護の方が多くなるという見込みでしたので金額を移したものでございます。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 1点だけお願いします。83ページの一般会計繰入金21万円というのがございます。印刷製本費となっていますけれども、これはどういうことなのかお伺いします。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） 介護の認定を受けに、認定の申し込みに来た方に介護保険制度の説明をするリーフレット、パンフレットをお渡ししているんですけども、これが18年度につくったものがもうなくなっておまして、ただ、その後県から支給があったんです。その分で、支給ですっと間に合わせてきたんですけど、それもそろそろ底をついてきたということで新たに19年度まで賄えるものを今つくらないとなかなか説明できないという状況になっております。そのための、大体2,000部つくろうと思っていますので、1冊当たり100円の

パンフレットを計画しております。以上です。

議長（伊藤一男君） 我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 前に専門監からお伺いしたんですけれども、介護の我々が納めているのを1年間ストップした場合に給付が制限される、こういうお話を伺ったことがございます。これは柴田町の住民の方々が本当にわかっているのかどうか。ここら辺の話をちょっと聞かせてください。なければもう少し、専門監が心配しているように、これは非常に大事な話ではないか。どうぞ、ひとつご説明をお願いしたいと思います。

議長（伊藤一男君） 長寿社会対策監。

長寿社会対策監（水戸敏見君） なかなかいろいろなパンフレットには書いてあるんですけれども、なかなかご理解いただけないという状況ですので、内容をちょっとお話いたしますが、介護保険料を1年間滞納いたしますと、いわゆる償還払いという、国保でいう資格証と同じ扱いになります。一たん全額介護に使った費用は本人が納めていただいて、後から9割分を町の方から返すという手続に入ります。1年6カ月滞納いたしますと、その返すということについても一たん停止がかかります。それは介護保険料をどうやって納めていただくかという確約をいただかなければ、なかなかあけないという停止措置に入ります。2年たってしまうと、実は時効期間が2年ですので、介護保険料の納める義務と申しますか時効による消滅がかかってしまうわけです。本人にとってはもうかったと思うかもしれないんですけれども、実はその2年以上超えた未納期間についてはどのぐらいの未納期間があったかを10年間町では保持します。その2年以上超えた未納期間について通常は1割の本人負担なんです、それが3割負担になります。簡単に言うと、2年を超えた未納期間が1年あれば、自分が介護保険を使うときに通常は1割負担でいいところが3割負担しなければいけない。いわゆる未納期間1年分を3割になるということです。ですから、通常10万円使うところを本人は通常1万円がいいんですけれども、1カ月3万円になるわけです。わずか1月で2万円も負担が大きくなってしまいます。介護保険料の年額が4万円ですから、かなり大きなペナルティーになってしまいます。もちろん、全員が介護保険を使うということでもありませんので、そういう状況にならない方も多くいらっしゃるかと思いますけれども、現在8人に1人が介護の認定を受けています。後期になれば5人に1人です。かなり確率が高いことになると思います。その意味で私どもも、もう少し広報でそういうペナルティーのことも大きく書かなければいけないかとは今感じております。新しくつくるリーフレットなりこれから広報なりさまざまな、民生委員さんを通じて介護保険料のその仕組みについて、特にペナルティーの仕組

みについて重いものだということはお知らせしていかなければいけないと思っております。  
以上です。

議長（伊藤一男君） よろしいですか。我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） ありがとうございます。ぜひ、ひとつ広報とかいろいろな会議でこれを専門監の方からご説明をしていただきたい、こう要望します。以上です。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号、平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時53分 休憩

---

午後0時57分 再開

議長（伊藤一男君） 再開いたします。

---

地域産業振興課長（佐藤松雄君）

---

---

---

---

議長（伊藤一男君）

---

日程第7 議案第11号 柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議長（伊藤一男君） 日程第7、議案第11号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第11号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は平成19年8月に出された国の人事院勧告により初任給を中心に若年層に限定した給料表の改定、子等に係る扶養手当及び勤勉手当の引き上げにより条例を改正するものでございます。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（村上正広君） 議案第11号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

本条例は平成19年の人事院勧告に基づきまして条例の一部改正を行うものでございます。

初めにことしの人事院勧告の概要について若干申し上げさせていただきたいと思います。全国の約1万200民間事業所、人数にしますと約43万人の個人給与を対象に公務、いわゆる私どもと民間の4月分の給与を調査したようでございます。主な給与決定要素であります役職、それから階級、年齢、学歴、勤務地等の同じもの同士を比較いたしております。その結果、民間給与との格差は金額で申し上げますと1,352円という数字が出ております。パーセントにしますと0.35%と試算しておるようでございます。また、ボーナスでは昨年冬と本年夏、ことし夏の1年間の民間の支給実績、支給割合と公務の年間の支給月数を比較いたしております。民間の支給割合につきましては4.51月、公務の支給月数4.45月、格差は0.07月と試算しておるようでございます。このことを踏まえまして民間給与との格差、給与の方につきましては0.35%、これを埋めるため初任給を中心に若年層に限定した号俸、月額の引き上げという考え方でございます。中・高齢層は据え置きとなっております。また、子供等に係る扶養手当の引き上げということで、それらの引き上げも6,000円から6,500円という形で500円の引き上げを考えてございます。期末勤勉手当、いわゆるボーナスの引き上げでございますが、期末手当は据え置きといたしまして、勤勉手当のみ、実際格差では0.07ということで試算しておりますが、実質人事院勧告で勧告があったものにつきましては0.05月分としておるようでございます。柴田町に置きかえますと行政職給料表でございますが、1級、2級、それから3級の一部というような若年層の職員で、対象者が60人となります。平均で0.35%のアップ



プとするものでございます。ボーナスにつきましては、格差実質0.07月分でしたが、勧告では0.05月分ということでございますので、0.05月分のアップ支給という内容でございます。現行が6月と12月でございますが、あわせまして4.45月分であります。これは期末手当も加算された率でございますが4.45月分が改定では4.50月分という形になります。先ほど申し上げましたが、扶養手当は現行6,000円から改定6,500円というふうにするものでございます。

それでは議案書の方でございますが、扶養手当でございます。第9条第3項、4行目になります。改正前でございますが、4行目に書いてございますが6,000円とあるのを6,500円とするものでございます。括弧書きでございますが、職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあっては、そのうちの1人については6,000円というふうでございますが、これを削除するものでございます。6,500円というふうにあるものを削除するものでございますが、これは配偶者が勤めていて扶養にとれない場合、当然勤めて収入がありますので配偶者を扶養にとれないという場合がございます。これにつきましては第1順位の扶養親族、いわゆる長女さん、長男という子供になりますか、それからおじいちゃん、おばあちゃんの扶養とありますけれども、第1順位の扶養親族に限ってこれまで6,500円を支給しておりましたが、今回一律6,500円となったため、その規定を削るものでございます。これが扶養手当の改正でございます。

それから次の2ページになりますが、第10条第3項でございます。改正前の後ろの方から4行目にゴシック体で書いてありますが、途中からでございますが、当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、または同項第3号に掲げる事実が生じたとありますが、同項第3号とは扶養親族たる子・父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合で、それらに該当した場合は今まで6,500円支給されておりました。これも一律、扶養については6,500円と統一されたため、その特例規定を削るものでございます。その他は文言の整理となっております。

続きまして、勤勉手当でございます。第19条でございますが、100分の72.5を0.05月分を加算いたしまして100分の75とするものでございます。

8ページの附則でございますが、第1項施行期日等でございますが、この条例は公布の日から施行するというものでございます。第2項給料は平成19年4月1日に遡及して支給する文言の附則でございます。第3項施行日前の異動者の号俸等の調整でございますが、平成19年4月1日以前に昇給・昇格したものが今回の給与改訂により不平等が生じた場合は、不利益をこうむらないように調整することができる規定を持っております。今回は調整が生じており

ませんが、附則として必要なために明記させていただいております。第4号職員が受けていた号俸等の基礎であります。今説明した第3項で給与を調整する場合は規則で行うとするものであります。第5号平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置でございます。年間支給率100分の150になりますので、それにするために既に平成19年6月期で支給された100分の72.5の残り、残額100分の77.5を支給することによって100分の150という形に調整するものであります。来年からは100分の75ずつ、6月と12月に支給するということになります。第6号給与の内払いでございます。既に支給された給与については今回改正される条例に基づき支給される金額の内払いとして取り扱いをさせていただき、条例案が可決され公布された日以降に残額を支給するものということでございます。第7号規則への委任でございますが、必要な事項は規則、職員の給与の支給に関する規則がございまして、その規則で定めるものということでございます。

それで、次の12号、13号、14号という形の予算にも絡みますので、全体的な一般会計の金額等をお知らせしておきたいと思っております。給与改定に係る所要額でございます。給与につきましては若年層のみということで大体最低でアップが200円から最高で2,000円まで、若い職員ほどアップ率が高く、先ほど説明いたしました1級の職員は2,000円近くなりますが、3級の一部になりますと200円程度のアップということから49万9,000円の予算、給与は予算措置で済むということでございます。職員手当、勤勉手当のみでございますが、これにつきましては530万7,000円ほどが必要になってくると見込んでおります。大体平均しますと1人1万5,000円から2万円ぐらいの差額といえますが不足額、0.05上げることによってその金額が支給されるということになります。そのほか、共済費が46万7,000円、それから当然給与が上がりますので退職手当負担金が23万7,000円という形で、全体で651万円ほどの予算が必要となります。これが一般会計の方でございます。そういった金額の中で、特別会計の職員もございまして、そちらも含めると、実質給与額です。これは予算額とは違います。今回補正に出している予算額とは違いますが、実質給与額で709万3,000円の費用がかかるということでご理解を願いたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度柴田町一般会計補正予算

日程第 9 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

日程第 1 0 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度柴田町水道事業会計補正予算

議長（伊藤一男君） 日程第 8、議案第12号、平成19年度柴田町一般会計補正予算、日程第 9、議案第13号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算、日程第10、議案第14号、平成19年度柴田町水道事業会計補正予算、以上 3 案件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第12号、平成19年度柴田町一般会計補正予算から議案第14号、平成19年度柴田町水道事業会計補正予算までについての提案理由を申し上げます。

これらの補正予算は人事院勧告による給与等改正に伴う人件費に係る費用を増額補正するものでございます。

まず議案第12号の平成19年度柴田町一般会計補正予算については、人件費において680万1,000円を増額し、それについては予備費で充用するもので、補正後の予算総額は変更ありません。

また、議案第13号の平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ29万1,000円を増額し、補正後の総額は16億2,376万7,000円となります。

議案第14号の平成19年度柴田町水道事業会計補正予算については、収益的収支において26万8,000円を増額するもので、補正後の予算総額は13億4,318万3,000円となります。詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

議長（伊藤一男君） 補足説明を求めます。総務課長。

総務課長（村上正広君） 今回の一般会計補正予算につきましては人事院勧告の給与等のみでございますので、私の方からご説明させていただきたいと存じます。

初めに、一番最後の方になります。24ページお開きください。24ページに補正予算給与費明細書がございます。一般職員、総括になってありますが、これがそのまま予算に反映されておりますので、ここでご説明をさせていただきたいと思っております。

先ほどお話ししましたが、給料で49万9,000円の増額となります。それから職員手当で530万7,000円の増額、合わせますと580万6,000円の増額。そのほかに共済費ということで46万7,000円の増額、合わせますと627万3,000円の増額になります。それで、職員手当の530万7,000円の内訳がその下段に書いてありますが、扶養手当で83万8,000円の増額、それから右の方にいきまして期末勤勉手当、これは先ほど説明しましたが、期末手当は変更ありません。勤勉手当のみでございますが、437万4,000円の増額。それから時間外勤務手当で9万5,000円入っておりますが、時間外勤務につきましても給与改定に伴って差額が発生するというところで9万5,000円ほどの差額の支給という形になってございます。これが一般会計補正の全体の流れになっておりますが、戻っていただきまして、大変恐縮ではありますが、このほかに13ページに記載してございます。13ページの款2総務費、項1目1一般管理費の19の負担金補助及び交付金の中に退職手当組合負担金がございます。これは先ほど説明した中には入ってございませぬが、退職手当組合の負担金がアップされますので、これが23万7,000円という形でこれをプラスするような形になります。

それから20ページになります。20ページに公共下水道費ということで29万1,000円、繰出金がございます。これは後ほど説明があると思っておりますが、公共下水道事業特別会計に29万1,000円を繰り出して特別会計の職員の給与、それから勤勉手当に対応するというところで、今説明した内容を全部合計しますと680万1,000円の金額となります。それを予備費で今回充当し、歳入歳出の補正はなしという内容になってございます。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤一男君） 次に上下水道課長。

上下水道課長（大久保政一君） それでは27ページになります。

議案第13号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算について説明を申し上げます。

今回の補正は人事院勧告による人件費に係る費用を補正するものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ29万1,000円を追加しまして、歳入歳出の総額の予算をそれぞれ16億2,376万7,000円とするものでございます。

30ページお願いします。2.歳入です。款4繰入金、項1繰入金、目1他会計繰入金29万1,000円の増額です。これについては一般会計からの繰入金でございます。

次のページ、歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費です。16万1,000円の増額でございます。これにつきましては節2給料から節3職員手当と節4共済費、節19負担金補助及び交付金、それぞれの合計額でございます。それから款2下水道事業費、項1下水道事業費、目1公共下水道建設費13万円の増額でございます。これにつきましても節3職員手当と、それから節4の共済費、それから19の負担金補助及び交付金、それぞれの増額の合計額でございます。

それから款4公債費、項1公債費、目2利子ですけれども、これについては財源の組み替えによるものでございます。

35ページお願いします。議案第14号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算について説明を申し上げます。今回の補正は人事院勧告による人件費に係る費用を補正するものでございます。

第2条ですけれども、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を収入においては補正はありません。支出のみの補正になりますが、第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用11億9,982万1,000円を26万8,000円増額しまして、補正後になりますが12億8万9,000円に改めようとするものでございます。

第3条ですけれども、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。この金額につきましては議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額でございます。職員給与のうち、今回人件費の増額の必要が生じたので1億1,187万2,000円を26万8,000円を増額し、補正後は1億1,214万円に改めようとするものでございます。

42ページをお願いします。収益的収入支出補正予定額を実施計画明細書にて説明を申し上げます。収入、補正はありません。支出のみです。款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費19万3,000円の増額でございます。これにつきましては節1の給料、節2の手当、節4の法定福利費おのこの増額補正でございます。目4総係費7万5,000円の増額です。これにつきましても節2の手当、節4の法定福利費おのこの合計額でございます。以上でございます。よろしくをお願いします。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。なお、質疑に当たっては議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号、平成19年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号、平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号、平成19年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 意見書案第1号 道路整備促進に関する意見書

議長（伊藤一男君） 日程第11、意見書案第1号、道路整備促進に関する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。13番星 吉郎君、登壇を許します。

13番（星 吉郎君） 13番星 吉郎であります。

意見書案第1号、道路整備促進に関する意見書について、趣旨説明をいたします。

朗読によってかえさせていただきます。

#### 道路整備促進に関する意見書（案）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的なインフラであり、その整備は国民が長年にわたり等しく熱望しているところであります。

本町においては、豊かな自然とすぐれた文化に恵まれた仙南地方の要衝として、産業振興の充実と伝統文化に根差した地域づくりに取り組んでおります。

しかし、国道349号の白幡橋老朽化に伴う架け替えや東北縦貫道路への接続する県道整備、幹線町道の道路整備やネットワーク化が遅れており、地方の自立的発展と住民生活の向上を図るうえでの重要な課題となっております。

一方、本格的な少子高齢化が進展しているなか、日常生活を初め緊急医療、さらには消防活動など地域住民の命を守る生命線として、広域幹線道路網の整備を計画的に促進することが求められております。

このため、国においては、道路整備の重要性を深く認識され、次の事項について特段に配慮されるよう強く要望します。

- 1、住民の命を守る生命線として広域的幹線道路網の整備を効果的・効率的に推進すること。
- 2、地域住民の期待する道路整備を推進するため、道路特定財源制度については、道路整備予算に重点的に充てること。
- 3、地震・台風等の自然災害から地域住民の安全・安心を確保するため、社会経済活動の基盤となる道路の防災減災に向けた取り組みを一層強化すること。
- 4、急速に進む少子高齢化社会に対応するため、地域内外の交流・連携を支える道路整備に対し強力な支援を行うとともに、歩行者空間のバリアフリー化、交通安全等、安全で安心できる道路整備を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月13日 宮城県柴田町議会

提出先 内閣総理大臣 殿、総務大臣 殿、財務大臣 殿、国土交通大臣 殿、経済財政担当大臣 殿、衆議院議長 殿、参議院議長 殿、以上であります。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。原案反対の方の発言を許します。1番広沢真君。

1番（広沢 真君） 私は原案に反対の立場で討論に参加いたします。

本意見書案の大筋の内容については、私もおおむね賛成できると思っております。しかしながら、その中に含まれる道路特定財源制度の問題について、私は道路特定財源制度は、一般

財源化するべきだと考えております。現在の国の道路行政は、道路特定財源を温床にして一部の企業が国の公務員の天下り先となり、道路建設、道路管理、資材納入、そのような形で利益を享受し、そして一般の単価よりもはるかに高いような価格設定において国の予算が使われているという現状があります。そしてまた、その現状のもとに今の道路建設計画などは、首都圏中心、そして不要不急の高速道路網の整備などに重点的に向けられております。私たち地方の人間が求める本当の意味での生活道路の整備、橋の架け替えなどに予算を獲得するためには、このような構造に大幅にメスを入れなければならないと考えております。その意味でも、この意見書案に含まれる道路特定財源の問題については、このまま存続するのではなく、一般財源化し、そしてその予算を精査することによって地方に対する道路予算を獲得すべきと考えます。よって、私は本意見書案について反対の立場を表明いたします。同僚議員の皆さんのご賛同をお願い申し上げまして、私の討論といたします。

議長（伊藤一男君） 次に原案賛成の方の発言を許します。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 10番我妻弘国です。道路整備に関する意見書は9月の定例会で私の一般質問でも申し上げましたが、柴田町では老朽化著しい白幡橋建設建て替え問題などもあります。橋の架け替えの問題ばかりではなく、地方道路整備促進について意見書として提出するものであります。道路整備に必要な道路特定財源制度に関する議論は、私たち議会ばかりではなく全国的にされておるところでございます。昨年12月、道路特定財源制度に関する見直しの具体策が決定されております。その内容は我が国の経済の競争力、成長力の確保や地域の活性化のため必要な道路整備を計画的に進める重要な課題として取り上げられております。しかし、国の財政難のため歳出削減を徹底し、ゼロベースで見直しが必要であるとしております。また、地域間格差の対応や生活者重視の視点で地方の活性化や自立に必要な地域の基幹道路の整備や渋滞解消のためのバイパス整備、高速道路や高次医療施設へのアクセスの強化など地域の実勢に配慮するものとしております。一方、一般財源化を前提とした道路特定財源全体の見直しについては、税率を維持し、納税者の理解を得ながら法改正を行い、道路歳出を上回る税収は一般財源化することになっております。しかしながら、全国各地域調査でもわかるように、地形条件や都市部の点在など公共機関が不十分で移動手段などは自動車に依存せざるを得ない状況にあります。私たちも常任委員会で和歌山県の方に行ったときには、大阪から和歌山まで1日かかりです。そういうところもあるんです。しかしながら、柴田町でも中山間部の幹線道路や生活道路が未整備の状況です。地方の実態はまだまだ道路整備ができていない、そういう状況にあります。さらに、高齢化時代を含めて今月始まったばかり



ですが、歩道のバリアフリー化の整備が始まっております。柴田町に来るのはまだまだ先ではないかといふふうに思っております。計画的に順次推進されるよう国に要望する必要があります。以上で私の賛成討論といたします。

議長（伊藤一男君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって討論を終結いたします。

これより意見書案第1号、道路整備促進に関する意見書の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政担当大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

## 日程第12 意見書案第2号 割賦販売法の改正を求める意見書

議長（伊藤一男君） 日程第12、意見書案第2号、割賦販売法の改正を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番広沢 真君、登壇を許します。

1番（広沢 真君） 1番広沢 真であります。ただいま議案となっております意見書案第2号、割賦販売法の改正を求める意見書についての趣旨説明をいたします。

意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

### 割賦販売法の改正を求める意見書（案）

クレジット取引は、代金後払いで商品が購入できる利便性により消費者に広く普及している一方で、販売業者が顧客の支払能力を考慮せずにクレジット販売を行える仕組みとなっており、クレジット会社も顧客の支払能力を超えるクレジット契約を認めるケースが多数生じ、社会問題化している。

経済産業省ではこうした現状を踏まえ、具体的な対応策や割賦販売法改正に関する検討を行っており、今後、法改正の方向性が示される見込みである。

安心・安全なクレジット取引が行われるためには、クレジット取引の中核に位置して消費

者に安心・安全なクレジット取引を提供する責任のあるクレジット事業者にその責任を課す法制度を構築して、クレジット被害の防止と取引適正化を実現する必要がある。

よって、国においては、割賦販売法改正に当たって、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1、クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を行わないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと。
- 2、クレジット会社に、悪質販売行為等に対してクレジット契約を行わないように加盟店を調査する義務を課すとともに、販売契約が無効・取消・解除となる場合には、既払金の返還義務を含む民事共同責任について規定すること。
- 3、1回又は2回払いのクレジット契約を適用対象に含め、政令指定商品制を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること。
- 4、個品割賦購入あっせん業者について、登録制を導入し、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度について規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年12月13日 宮城県柴田町議会

提出先 内閣総理大臣 殿、経済産業大臣 殿、衆議院議長 殿、参議院議長 殿、以上、原案どおり採択いただきますようお願いを申し上げます、趣旨の説明とさせていただきます。

議長（伊藤一男君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） 広沢議員にお伺いするところでありまして、1番から4番のこの条項、きちっと国の方に提案して採用していただければこれは問題ないんですけども、当座、町中でこれが制度化してきちんとなればそれはいいんですけども、当分の間、これが採用されるまでは町中でこういう問題があったときに私たちが取り組まなければならない、そういう問題があります。この問題に一番対象者になっているのが実は中年の女性でございます。呉服、宝石、バッグが大体主なところです。非常にそのセールス、私もセールスをしていたわけですけども、私より上手な人がたくさんいるわけです。全くもう、例えば吉永小百合みたい、司葉子みたい、こういうふうになんならぬような言葉で、そして支払い限度額を超えるようなセールスをするわけです。ところが、クレジット会社と一緒にそれを販売者と一緒になってセールスしているところが現実なんです。ここが問題なんです。ですから、私のところに実は三、四回電話がきております。何とかならないのか、あの割賦販

売。議会で言ってくれと。今回こういう案が出たのでぜひにお話ししたいところ今質問しているところでございます。非常に巧妙なんです。相手が女の方で財布を握っております。うちら方の課長たちでお金をきちっと自分で持っている人っていないと思うんです。みんな奥さんに握られて。そういうところだと思ふんです。ですから、例えば今夜の食事が本当は1匹の魚だったけれども片側しかないとか、そういうふうにしていろいろ工夫して買っているんです。きのうのテレビだったか、朝、あつという間に1千何百万円の支払いをつくってしまった、そういうお母さんが出ておりました。私が何で、ところが非常に巧妙な手口でサービスがあります、旅行に無料で連れて行ってもらった、そういうことが重なっていきますとわけもわからないうちに1月何十万円の支払いが、そういうことになっております。私はこういうことがあるということを町の広報にもひとつきちっとやるべきではないか。それから、例えば民生委員の会議があったらそういうところで、やはりそういう、こういうことに気をつけてくださいと町民の方に紹介するような、そういうことも必要ではないか。こういうことを出す前にこういうことも必要ではないか、私はそう思うんですけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤一男君） 答弁を求めます。広沢 真君。

1番（広沢 真君） 実際には私も相談を受けたことが何件かあります。我妻議員おっしゃるとおり、着物であるとか宝石であるとか、そういう部分にも大きな被害が出ていることは事実であります。それともう一つ事例として紹介したいのは、一つは最近問題になっている悪質リフォームの業者の問題であります。私が調べた事例の中では典型的な問題は一昨年に埼玉県富士見市で年金暮らしで判断能力が若干低下しておられる高齢者に対して悪質なりフォーム業者が次々にあなたの家はここが悪いということを次々に指摘しながら書面で契約を結ばせて、合計で4,000万円の契約を結ばせて、そしてリフォームなるものをやった。その後、支払いが滞って、そしてこの高齢者の自宅が抵当に入って競売に付されるということから問題が大きくなって発覚したという事例であります。この事例でも問題になっているのは、要するに販売した業者と支払いを受ける業者がまるっきり別個のものになっていて、その支払いを受ける業者が問題はこの高齢者を訴えたという形になっているということなんです。そこにはこの悪質な詐欺まがいの商法で商品売りつけた業者に対する責任というのは全く別の形で実証しなければ犯罪行為を問えないということにもなっていて、そこにも犯罪と結びつくと危険なことが起こるクレジットの問題が浮き彫りになっていると思います。その意味では、私も我妻議員のおっしゃるとおり、ぜひとも町の広報等でこの問題を載せて、

そして広く啓蒙していただきたいということは全く同感であります。それと同時に、ぜひ議員の皆さんにも、もし身の回りでこのような方がいらっしゃったら、一つは綿密に相談に乗っていただいて、現行法でも、例えばクレジットの支払いを始めてしまった時点で、もし違法性が立証されればその時点で支払いをとめることができます。ですが、残念ながら今回の意見書の案で求めているとおり、これまで払った分の返還を求めることはこの制度が改正されない限りはできないということは残念ながら今の現実であります。その点をぜひ頭に置いていただきながら、皆さんも町民の皆さんの中でそういう事例があれば、親身になって相談に乗っていただければと思います。ちょっと答えになるかどうかわからないんですが、私はこのように考えておるところでございます。

議長（伊藤一男君） 10番我妻弘国君。

10番（我妻弘国君） その答弁で私は十分ですけれども、町の方の対応としても、それから同僚議員もこういうことが世の中に普通に、柴田町でもあるということを念頭にひとつ、私はこの割賦販売法というのをぜひ出していただきたい、こういうふうに思います。以上です。

議長（伊藤一男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第2号、割賦販売法の改正を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤一男君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

---

### 日程第13 請願第1号 町道船岡西6号線の拡幅に関する請願

議長（伊藤一男君） 日程第13、請願第1号、町道船岡西6号線の拡幅に関する請願を議題といたします。

本案について、その取り扱いを議会運営委員会において協議をした結果、所管の委員会に付託すべきと意見が一致いたしました。

お諮りいたします。

請願第1号を産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、本案は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- 
- 日程第14 陳情第1号 高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書に関する陳情
- 陳情第2号 宮城地方最低賃金の引き上げと、最低賃金制度の抜本的改正を国に求める意見書に関する陳情
- 陳情第3号 最低保障年金制度の実現を求める陳情
- 陳情第4号 療養病床の廃止・縮小計画の中止を政府に求める意見書提出をお願いする陳情
- 陳情第5号 保険でよい歯科医療の実現を求める意見書採択に関する陳情
- 陳情第6号 後期高齢者医療制度の実施凍結を求める陳情

議長（伊藤一男君） 日程第14、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情書はお手元に配付の陳情書文書表のとおりであります。議会運営基準により報告のみの取り扱いといたします。

---

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

議長（伊藤一男君） 日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について。

お諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活動願が出ておりますので、5日以内において承認したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（伊藤一男君） 異議なしと認めます。よって、調査活動は5日以内で承認することに決定いたしました。

これで本定例会の会議に付託された事件はすべて終了いたしました。

これで会議を閉じますが、このたび、監査委員を退任されます齋藤勝郎さん、昨日監査委員の選任に同意しました中山政喜さんからあいさつの申し出がありますので、これを許します。まず、齋藤さん、どうぞ。

監査委員（齋藤勝郎君） 監査委員の齋藤でございます。私、このたび一身上の理由によりまして任期の途中ではございますけれども、12月31日をもちまして監査委員を退任させていただくことになりました。去年の1月から2年間という短い期間ではございましたけれども、議会の皆さま並びに執行部の皆様方のご指導ご鞭撻をいただきまして、何とか監査委員の務めを果たして行くことができましたこと、感謝にたえない次第でございます。皆様方にお世話になりましたことに対しまして心より御礼を申し上げまして、簡単ではございますけれども退任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（伊藤一男君） ご苦労さんでした。

次に中山さん、どうぞ。

監査委員（中山政喜君） このたび齋藤さんの後任として監査委員につくことをご了承いただきました30区の中山でございます。よろしく願いいたします。

国や大半の自治体において財政が非常に逼迫していると言われており、その対策が求められておるわけでございますが、柴田町もまた同様の状況にあり、現在、行財政改革が進められて着実に成果を上げつつある。町の広報や議会だより等により承知しておるところでございます。もとより浅学非才の身ではございますが、本職務を通じて町勢の発展に多少なりとも寄与できればと、かように考えております。議会並びに行政部局皆様方のご指導ご支援をいただきながら与えられた職責を果たしてまいりたいと、かように思っております。よろしく願いいたします。

議長（伊藤一男君） 閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

町長（滝口 茂君） 平成19年柴田町議会第4回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今定例会にご提案申し上げました人事案件1件、条例5件、補正予算5件、追加議案といたしまして条例1件、補正予算3件、計15件につきましては、いずれも同意、ないしは可決を

いただきましたこと、御礼と感謝を申し上げます。

今定例会は平成19年最後の定例会であり、平成19年を振り返りますと財政再建スタートの年であり、町民並びに議員、職員各位と意を同じくして財政再建に取り組んでまいりました。しかし、財政は生き物と言われているように、地方交付税が7月、予想より多く交付されたと思えば、ごみ焼却施設の大規模な補修工事が発生、みやぎ県南中核病院の負担増、さらに来年度から後期高齢者医療制度の導入による特別会計繰出金の増加など、町独自の行財政改革ではどうにもならない予算増が出てくるなど、落胆しては喜び、喜んで落胆する、まさにジェットコースターに乗った1年でした。その一方で、議長とともに県に陳情してまいりました槻木大橋側道の長年の懸案でございました解放が実現すること、また白幡橋は架け替えまでということにはなりませんでしたが、平成19年度から長寿寿命化対策が着手されるということになりました。また、土地改良区理事長の尽力もございまして、雷土水門からの旧玉浦幹線用水路が四日市場排水機場の事業に編入されることになりました。これも議会、議員と連携し行動した成果が生まれたものと大変喜んでおります。先月には地域再生計画、構造改革特区の認定を受け、来る12月18日総理大臣官邸で全国自治体の代表として福田総理から直接交付を受けることが決まり、大変栄誉に思っております。今後、さらに財政再建に向けて努力してまいりますとともに、今議会での一般質問並びに各議案のご審議の中でいただきましたご提言やご意見を真摯に受けとめ、今後の行財政改革に努めてまいりたいと思いますので、なお一層のご指導とご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、議員各位におかれましては何かと多忙な時期になりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍され、よいお年をお迎えくださるようお祈り申し上げまして、定例会の閉会に当たり御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（伊藤一男君） 以上をもって平成19年柴田町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時57分 閉会